命守る行政を

大阪市の生活保護行政 全国調査から

④国に改悪を提言

無法行為の拡大を あけすけに

介護扶助の自弁を強要――

「信じられない。こんなことをやっているのは大阪しかない」――全国調査終了後の記者会見(5月29日)で、生活保護問題対策全国会議代表幹事で弁護士の尾藤廣喜さんは言いました。介護保険制度での自己負担の強要です。

生活保護利用者が介護保険を使って福祉用具を買ったり、住宅改修する場合は1割負担部分は介護扶助費として給付。医療扶助や介護扶助は、命と健康に直結する基本的なニーズに関わるだけに、生活保護利用者も非利用者と同じ水準の医療・介護サービスを受ける権利が保障されています。

ところが大阪市では、その1割負担分を生活保護利用者に負担させたり、自己負担できるかどうかを確認するという違法行為を行ってきました。大阪社会保障推進協議会が昨年取り組んだ大阪市内の自治体キャラバン行動で判明。市の調査では、自己負担の件数は昨年3月から11月で計133件に上り、違法な自己負担を組織的に強要している実態が明らかになりました。

西成区の70代の男性(要介護3)は、脳梗塞の後遺症で歩行や段差の上り下りが困難。アパートに手すりや玄関スロープを設置しようとしたところ、手すりは認められず、スロープだけに。見積もり(改修費7万8千円)を出すと、「生活保護の残金があれば、1割負担を出して」と言われ、自己負担を前提に改修が許可されたといいます。

全国調査団の交渉では利用者に支払わせた自己負担金は、全額をさかのぼって返還するよう強く求めました。

「保護費適正化」の名で――

橋下徹大阪市長は「大阪方式」の違法行為を繰り返すだけでなく、生活保護費の削減を狙って国に法改悪を求めてきました。

12年7月に厚生労働省に橋下市長名で出した「生活保護制度の抜本的改革にかかる提案」では、すでにこのシリーズでもみた就労指導の強化による稼働年齢層の生活保護からの排除、扶養義務の強化などを提言。医療機関の受診や介護サービスを受ける際に「自己負担を導入することで『節約』『相応負担』等、自立後の『生活設計』を求めています。

浪速区のロビーには、生活保護の相談や申請に来た人を威圧するかのように、「不正受給」問題の新聞切り抜きが数多く掲示されています。

ことし4月に大阪市が発表した「生活保護の適正化に向けて」では、7月から実施される改悪生活保護法で、「本市が提案・要望してきた事項が数多く盛り込まれました」などと誇っているありさまです。

不正受給キャンペーン――

橋下市政は12年4月には副市長をトップとする「生活保護適正化連絡会議」を設置し、国への「改革」提案でも「不正・不適正受給対策の強化」を盛り込んできました。全行政区に設置された「不正受給調査専任チーム」には警察官OBが雇われ、ケースワーカーの面接や家庭訪問に同行。生活保護利用者の日常生活を尾行や張り込みで監視さえしています。

大正区の50代男性は、息子の乗用車を借りて通院などをしていたところを警察官OBに見つかって「警告」に。その後、産気づいた妹を病院に連れていこうとしたところ、駐車場前で張り込んでいた警察官OBに見つかり、「指導指示違反」を理由に生活保護を廃止されています。

大阪市は国への提言で、「なお残る課題」として「不正受給に対する実質的な罰則の強化」「医療費の一部自己負担の導入」を挙げ、大阪での違法行為の拡大をあけすけに主張しています。全国調査では、社会福祉主事の資格のない警察官OBが、面接や家庭訪問に同席することは、生活保護法や社会福祉法に違反していると指摘。不正受給とは関係ない日常生活を監視するのはプライバシー権の侵害であるとして、ただちにやめるよう要求しました。(続く)